

多賀城市告示第55号

多賀城市郵便入札実施要綱を次のように定める。

令和2年4月28日

多賀城市長 菊地 健次郎

多賀城市郵便入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象となる契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する売買、賃借、請負その他の契約について行う一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により締結する契約のうち市長が定めるものとする。

(入札の公告及び通知等)

第3条 市長は、前条に定める対象の契約において、郵便入札を実施する場合には、多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号。以下「規則」という。）第5条に規定する公告又は規則第15条第2項に規定する通知において、次の各号に掲げる事項も併せて公告又は通知（以下「公告等という」）するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限

- (3) 入札書の送付先
 - (4) 入札回数
 - (5) 開札の日時及び場所
 - (6) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
 - (7) その他郵便入札の実施に必要と認める事項
- (入札)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は、2回までとする。

- 2 第1回目の入札で落札者又は落札候補者が決定しない場合は、前条第1項第2号で予め公告等をした、入札書の到達期限までに入札書が到達するよう郵送する旨を入札参加者に通知するものとする。

(入札書、工事内訳書その他必要な書類の郵送方法)

第5条 郵便入札に参加しようとする者は、入札書、工事内訳書その他必要な書類（以下「入札書等」という。）を配達証明付き書留郵便で第3条第2号で定める入札書の到達期限までに到達するよう郵送しなければならない。

- 2 前項に規定する入札書等を郵送する場合は、二重封筒によるものとし、中封筒には入札書等を入れ封印し、入札参加者名、入札件名、開札日、入札書等が在中である旨を記載し、郵送用の外封筒に同封するものとする。

- 3 前項に規定する郵送用の外封筒には、宛名、入札参加者名、入札件名、開札日、入札書等が在中である旨を記載するものとする。

- 4 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を第2項に規定する郵送用の外封筒に同封しなければならない

ない。

- 5 第1回目の入札で落札者又は落札候補者が決定しない場合の第2回目入札における入札書等の郵送方法については、第1項から第3項までの規定を準用するものとする。

(入札書の保管等)

第6条 市長は、前条の規定による郵便物が到達したときは、契約担当課において開札日時まで厳重に保管するものとする。

- 2 前項の郵便物は差替えをすることができない。

(入札の無効)

第7条 本要綱に基づき郵便入札を行う場合にあっては、規則第9条の2及び第10条に定める入札者等の失格等及び入札の無効のほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書の送付先への直接の持参、入札金額に対応した積算内訳書等の未同封など、第5条に規定する郵送方法によらない入札
- (2) 公告等で示した入札書の到達期限を過ぎて到達した入札（第10条の規定により、入札を延期した場合を除く）
- (3) 明らかに不正によると認められる入札
- (4) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

(開札の立会)

第8条 開札する場合、当該入札事務に関係のない本市職員が1名以上立ち会うものとする。

(開札)

第9条 開札は公告等に記載した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、落札又は落札候補となるべき同価格の入札をした者が2者以上いるときは、別紙「郵便入札におけるくじの方法について」により、落札者又は落札候補者を決定するものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第10条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(入札結果の通知)

第11条 市長は、郵便入札により落札者又は落札候補者を決定した場合、速やかに当該落札者又は落札候補者にその旨を通知するものとする。

2 郵便入札による入札結果については、入札参加者に通知するものとする。

(随意契約による契約締結に関する規定の準用)

第12条 第3条から第11条の規定は、随意契約により契約を締結する場合にこれを準用する。この場合において、これらの規定中「郵便入札」は「郵便による見積合せ」と、「入札書」は「見積書」と、「入札回数」は「見積合せ回数」と、「入札」は「見積合せ」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示日から施行する。

(別紙)

郵便入札におけるくじの方法について

多賀城市郵便入札実施要綱第9条第2項の規定に基づくくじの方法は、次のとおりとする。

1 くじ番号の決定

くじ番号は、入札参加者の一般競争及び指名競争入札参加資格登録における受付番号とする（業者により、1桁から4桁までの受付番号が存在するもの）。

（例：建設工事 1-〇〇、建設関連工事業務 2-〇〇、物品・役務提供 3-〇〇）

2 くじの手順

(1) 同額入札者にくじ番号の数の小さいものから順に抽選番号を付与する（0, 1, 2, 3 …）。

(2) 同額入札者のくじ番号を合計し、その合計額を同額入札者の数で除し、余りを算出する。

(3) 上記(1)の抽選番号と上記(2)の余りが一致した者を落札者等に決定する。

(4) 総合評価落札方式による制限付き一般競争入札の審査を要する場合は、上記(3)で決定した落札者等を「第1落札候補者」とし、「第1落札候補者」の抽選番号に1を加えた数が抽選番号である者を「第2落札候補者」とする（「第1落札候補者」の抽選番号に1を加えた数が抽選番号にない場合は、0が抽選番号である者を「第2落札候補者」とする。）。

(5) 「第3落札候補者」以降は、上記(4)の規定に準じて決定する。

例：入札参加者のうち3者が同額入札の場合

1 抽選番号の付与

業者名	受付番号	抽選番号
A社	1029	1
B社	369	0
C社	2578	2

2 くじ番号の合計を同額入札者の数で除し、余りを算出

業者名	受付番号
A社	1029
B社	369
C社	2578

$$(1029 + 369 + 2578) \div 3 =$$

$$3976 \div 3 = \text{商}1325 \text{ 余り}1$$

3 落札者等の決定

業者名	抽選番号	通常	総合評価落札方式による制限付き一般競争入札の審査を要する場合
A社	1	落札者等	第1落札候補者
B社	0		第3落札候補者
C社	2		第2落札候補者